

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税
更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成30年1月25日棄却・不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成29年2月23日判決、本資料2
67号-32・順号12981)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年4月22日判決、本資料2
66号-71・順号12849)

決 定

上告人兼申立人	有限会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛 山下 功一郎 田代 浩誠 丸地 英明
同補佐人税理士	野口 准史 内藤 高史
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	船越 真史

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号法人税更正処分取消等請求事件につ
いて、同裁判所が平成29年2月23日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上
告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所
定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成30年1月25日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 木澤 克之

裁判官 小池 裕

裁判官 山口 厚